

## 学校給食申込書

(申込日)

令和 年 月 日

堺市長 殿

私（保護者等）は、学校給食について以下のとおり申し込みます。学校給食費については、堺市が指定する期日までに遅滞なくお支払いします。また、下記に記載の＜注意事項＞＜同意事項＞を厳守します。

保護者等 (納入義務者)	フリガナ		児童・生徒 から見た 続柄	
	氏名			
	住所	〒 —		
	連絡先 (電話番号)	※携帯電話等日中に連絡の取れる連絡先 — —		
児童・生徒 (給食喫食者)	学校名	堺市立	小学校・中学校 支援学校・分校	小学部・中学部
	どちらかに☑してください	<input type="checkbox"/> 新小学1年生	<input type="checkbox"/>	年 組 番
	フリガナ			
	氏名			
学校給食の提供について (どちらかに☑してください)	<input type="checkbox"/> 申し込みます ※学校給食の一部でも提供を受ける場合を含む。 <input type="checkbox"/> 申し込みません ※食物アレルギーその他のやむを得ない理由による。			

## ＜注意事項＞

- この申込書は、児童・生徒（給食喫食者）1人につき1枚ずつご記入ください。
- 児童・生徒（給食喫食者）への学校給食の提供期間は、特に申し出がない限り、小学校の入学から中学校の卒業（又は市外への転校）までとします。
- この申込書の納入義務者又は学校給食の提供について変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 1週間以上の欠席、転出等により、給食を停止（再開）する場合は、平日7日前までに届け出が必要です。
- 食物アレルギー等により、学校給食の全部又は一部の提供を停止する場合は、学校に相談の上、必要書類を学校に提出してください。その後、牛乳又はパンの提供を停止する場合は、届け出が必要です。
- 自然災害等による学校臨時休業時については、学校給食費の返金はありません。また、学級閉鎖時については、学級閉鎖の翌々日から学校給食費を返金します。
- 学校給食費を納付期限までにお支払いいただけない場合は、遅延損害金を請求することもあります。
- 学校給食費の滞納が続き、支払う意思が見られない場合、法的措置を講じることがあります。

## ＜同意事項＞

- この申込書をもって学校給食の管理運営目的に利用するため、堺市及び堺市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報、特別支援教育就学奨励費情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を学校給食課に提供し、関係する組織間で共有することに同意します。
- 学校給食費に滞納が生じた場合、学校給食課が債権の回収に必要な範囲内において、保護者等（納入義務者）の個人情報を調査・取得し、関係する組織間で共有することに同意します。